

第2回東広島市総合計画審議会 議事録

日時 平成28年10月4日 14:00～16:00

場所 東広島市役所本館3階303会議室

出席者（会長、副会長を除き50音順）

審議会委員：戸田会長、吉長副会長、植野委員、片山委員、賀佐見委員、高橋(昭)委員、
高橋(康)委員、津森委員、中川委員、橋野委員

オブザーバー参加：上向様（(公社)東広島市観光協会）

事務局：榎原副市長、西村政策企画部長、神笠企画課長、坂手企画調整係長、尾崎主任

欠席委員：岡谷委員、蔵田委員、佐伯委員、田中委員、難波委員

1 開会

(司会)

ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから第2回東広島市総合計画審議会を開会いたします。

前回の審議会に引き続きまして進行を務めさせていただきます、東広島市政策企画部企画課長の神笠でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは着席して進行させていただきます。

本日は2回目の審議会でございます。時間につきましては2時から4時までとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

尚、本日はご都合によりまして、佐伯委員、難波委員、田中委員が欠席となっております。岡谷委員さんは多少遅れて来ると思っております。

なお蔵田委員につきましては、前回に引き続きまして、上向様がオブザーバーとして参加をいただいておりますのでご報告をさせていただきます。

それでは本日の会議資料の確認をいたします。

配布資料確認

なお総合計画本編につきましては、1回目の審議会におきまして皆様に配布しているため、必要な方のみお持ち帰りいただければと思っております。

それでは、本審議会の開会にあたりまして、東広島市副市長の榎原がご挨拶を申し上げます。

2 副市長あいさつ

副市長の榎原でございます。第2回東広島市総合計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日議員の皆様には大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また平素は本市行政の推進につきまして格別のご理解とご支援をいただいております。この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

本審議会の方も本日は第二回目となりまして、いよいよ基本計画の核となります 47 施策、このたたき台の方をお示しさせていただくということになります。

委員の皆様も、ご存知の様に総合計画は本市の最上位計画ということとなります。

本市の更なる発展と、そして日本一住みよいまちづくり、この設計図ということになるものでございます。

現時点では、まだまだ粗い内容という声がありますが、委員の皆様それぞれの経験、お立場での視線、そういったものから忌憚のないご意見をいただきまして、そのご意見を踏まえまして次の第三回におきましては、ほぼ完成に近い形まで仕上げた上で、ご審議を賜るという予定といたしております。

委員の皆様方におかれましては、この度の計画策定という事のみならず、本市が今進めております人口 20 万都市実現。これに向けたさまざまなまちづくりの取組に対しましても、引き続きご支援とご協力をいただきます様、お願いをいたしまして挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

マイクの使用方法説明

それでは会長に議事を進めていただきたく存じます。戸田会長どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

(戸田会長)

本日もよろしくお願いいたします。議事を進めさせていただきます。

議事次第をご覧ください。先ほどご説明がありましたが、まず資料 1、委員からの各意見と資料 2 関係団体に対してのヒアリング結果についてまず説明をいただきまして、その後、ご意見をいただくようにします。

その後資料 3・基本計画後期基本計画原案の説明をしていただければと思います。

それではまず事務局の方から、資料 1・資料 2 について説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

資料 1・資料 2 説明

(戸田会長)

ありがとうございました。資料 1 は各委員からいただいたご意見、また資料 2 は団体、関係団体に対するヒアリングです。資料 1 の中に今日ご参加の委員の方々からのご意見もあると思います。ご確認をいただいて、事務局説明は口頭での説明は時間の関係でセレクトされた状態で説明されましたが、ご確認をいただきまして更にご質問、ご意見がございましたら、まず資料 1 についてありませんか。

これらのご意見について事務局回答が整理されていますが、資料 3 に、反映できるところは反映させていると理解してよろしいですか。

(事務局)

一部回答させていただいているところもありますし、回答も担当の方と検討している最中で、まだ結論が出ていないのも含めて混ざっております。最終的には次回までにはその辺の最終的な判断をさせていただきたいと思っております。

(戸田会長)

検討中のものもあるが、反映していく方向で作業を進めておられる。よろしいでしょうか。

それでは資料2。資料2についてご意見をいただきたい。これについても扱いとしては私が今お聞きした対応でよろしいのでしょうか。よろしいですね。確認をさせていただきました。

資料2につきましてご質問ございましたらよろしくお願ひいたします。

それでは資料1資料2について戻ってご意見ご質問いただくこともあると思います。そのときは対応いたします。

資料3が大量にあります。そこで時間を相当使うと思いますのでよろしくお願ひいたします。

進行要領の方で事務局から確認してほしいとされた点が1つございます。まず第四次の後期の基本計画について全体として5つの柱、最後にこれ幹となります。これを見ながら後の説明を聞かれるとわかりやすい。1、2、3、4、5ということで、大きな柱ごとに、例えば1の案であれば、4つの達成目標があり小さな施策がある。というような階層的な関係の様になっております。説明に関しては、1番を説明していただきましてその後質疑、ご意見を伺う。2を説明いただきまして、その後2についてのご質問、ご意見をいただければという形でこの5回に分けてやらせていただければと思います。

それから、ここの基本計画の中には主要な事業がございます。具体的な内容の説明もあります。

この場におきましては、個々の事業につき善し悪しの意見をいただくというのではなくて、大きな施策のまとめ、施策の方向性についてのご意見をいただくという様にしたいと思います。

よろしいでしょうか。そういったレベル、姿勢でもって意見交換をさせていただく。これに関して事務局の方からもそうしたいという事ですので、事務局からもそこをお願いします。

(事務局)

少しだけ補足説明をさせていただきたいと思ひます。

先ほど会長が示されましたA3の体系図があるかと思ひます。総合計画のことも含めて再度ご確認をさせていただけたらと思ひます。この資料の左側“まちづくり大綱”(まちづくり目標)こちらにつきましては第1回審議会の方でご説明したように今回はいじらない部分になっております。右にある1-1から1-2、4までございますけれども、46 施策プラス定住を入れさせていただいておひまして 47 施策が今回この審議会で審議をしていただきまして改訂をする部分となるところになっております。

左から順に少しずつ内容が具体的になっていくといったところがございます。そうした中で、本日お願ひしたいところが1点ございまして説明させていただくのですが、この後説明させていただく資料3があると思ひますが、こちらの一枚めくっていただきまして、1ページ、2ページをご覧になっていただけたらと思ひます。

2ページの一番右上、“施策の方向”というのがあるかと思ひます。施策の方向、例えば2番目の“男女共同参画の推進”でありますとか、“平和行政の推進”と書いてありますけれども、その下

の『誰もが働きやすい社会となるようワーク・ライフ・バランスの推進など働き方の見直しに重点を置いて取り組みます』といった事が書いてございます。施策の方向という形でこの総合計画の方は書かせていただいておりますので、いろんな施策がありますので、若干その深さが違ったりするのですが、先ほど最初におしゃっていただきました通り、施策の方向についてご審議をしていただきたいといったところでございます。従いまして、“男女共同参画の推進”といったところで、『ワーク・ライフ・バランスの推進など働き方の見直しに重点を置いて取り組みます』と書いてありますけれども、中身、具体的な中身についてはいろんなやり方があるかと思えます。そういった内容を別の個別の計画でありますとか、これよりもっと下の事業の中でやるといった事でございますので、本日は 47 施策におきまして現状と課題でありますとか、施策の方向性そういった大きい項目でご審議をいただけたらと思えます。具体的な話をしては困るという事ではないですが、時間の関係でそういった形で、もしよろしければご審議を賜ればと思っております。具体的な内容につきましては、本日のまた会議後に、皆様からいただいた意見が足りない部分の中で、後日意見を事務局の方に提出していただく様にしておりますので、そちらの方でご意見を賜ってまた次回の審議会でご回答させていただくという形をお願い出来たらと思えます。

説明は以上でございます。

(戸田会長)

ありがとうございました。

(事務局)

少し補足をさせていただきます。今の資料 3 の 1 ページを見ていただけたらと思うのですが、左下の方に施策の数値目標、成果指標がございます。今回こちらの数値目標につきましては、『差別は自分の問題として取り組むべき』と書いてあります。現状とパーセンテージとか入っているが、まだ右側の平成 32 年の目標というところにつきましては、それぞれの施策全ては入っておりません。現段階においてはまだ目標はどうか。を含めて検討を進めているという状況でございます。なお全体の構成といたしましては、まだ粗い段階で示しております。そういったところを含めて皆様にご確認いただいて、忌憚のないご意見をいただければと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

(戸田会長)

ありがとうございました。

それでは、時間配分の方ですが、それぞれの柱によっては施策の数も異なります。進行要領に時間配分が書いていない。進行のタイムマネジメントは事務局で留意して下さい。遅すぎたら早める。だめのご意見はたっぷりいただきたいと思えます。説明の方を簡潔にという事で、よろしく願いいたします。

それでは“人づくり”一番目の柱の説明をお願いいたします。

(事務局)

資料 3 “人づくり”説明

(戸田会長)

はい。ありがとうございました。ご質問、ご意見をお願いします。確認ですがアンダーラインは最終的にはなくなるのですね。

(事務局)

はい。

(上向委員)

人づくりの中で、小・中学校の大規模化と小規模化、まちづくりの中の市街地に住む人とそうでない人のバランスは、それはその地域地域でまんべんなく人口をばらまかないといけないというのがあるのか。

(事務局)

人口の地域への配置というご質問かと思います。市といたしましては当然住まわれる方にどこに住みなさいと言いづらいという認識をしております。市といたしましては当然人口が密集する地には密集して行きますし、市の方で取り組んでおりますのは現実問題として、過疎地域であるとか条件不利地域の方で人口減少が特に進んでいるという状況があります。こういったものを放っておくと地域の活力、あるいは、ここでいえば学校の方に閉校が出てくることでございますので、市といたしましては定住とかを積極的に進めること。あるいはその条件が不利な地域でも子育て等あるいはしっかりと生活が出来るように雇用対策でありますとかそういったものを進めていきたいと考えております。市として、それぞれの地域をどれくらいが適正な規模かというものを設定するのは難しいと思うのですが、それぞれの地域が生活出来るようにいろんなものをしっかりと充実していくことで、それぞれの地域をしっかりと支えていきたいと考えております。

(戸田会長)

今の件について、具体的な文章の中でのご指摘というのではないですね。ありがとうございました。他ございませんか。

(橋野委員)

全部読み込んでいないものですから、後からこういう問題が出てくるかも知れませんが、人づくりのところで、青少年教育の学校と家庭、地域との連携が出てくるのですけれども、今、家庭教育、子育てにしても人間形成にしても一番基本は家庭なのですが、家庭教育をどうにか一緒になってやっていけたら人間形成にもう少し良くなるのではないかと思っている。そういったところをこの方向性の中に、いい言葉で入れてもらえたらそれが人づくりになるのではないかと。

(戸田会長)

ご意見伺いました。今の点はどのように反映されていますか。

(事務局)

ページ数で言うと8ページでございます。こちらの方の施策の方向ということで、左上の方に『家庭・学校・地域において青少年の健全な育成が図れるよう、居場所づくりや相談機能の充実を図ります』ということで方向性を入れております。家庭・地域・学校という中でそれぞれ連携を図っていく。ましてや今核家族が多くなっている中で、高齢者と触れ合う環境が難しくなっている。連携体制というのが必要と認識しております。そのへんのことをこの中で表現をしたいと考えています。

(中川委員)

今の意見と重なる部分もあるのですが、家庭教育を考えた時に、小学校・中学校・高校ではなくて、それよりもっと前の段階で、例えば幼稚園とか保育園に行っている子と行っていない子で、小学校に入ってから初めて自分と同じ年代の子と比べられたりという経験があると思います。そういった時に、幼稚園とか保育園でひらがな、簡単な足し算を習っている子と習っていない子でそうした差が出来てしまって、その差がずっとつながって高校・大学までつながってということもあるかと思います。家庭教育を考えた時に、もっと早い段階から考えているのか気になりました。

もう一点は、1ページにもありますが、インターネットを悪用した人権問題が増加しているというのがあるが、これも学校のいじめと関連して考えた時、今までのいじめなら、学校で起こっても家庭に帰れば自分の居場所があると思うが、今の子はずっとインターネットとつながっている。いじめというのはインターネットの方に行ってしまうと思っている。そういう場所がいじめを見つけた時に、市として何か対応出来ることがあるのでしょうか。

(戸田会長)

ご意見です。今2つありました。1点目について、これは次の柱の内容になるかもしれません。

(事務局)

1点目の部分。たしかに青少年の問題というよりは、もう少し子どもの問題であり、次のところに入るのかもしれませんが、いずれにしても若干そういったところは弱いのかと思います。その点は持ち帰らせていただいてどうするか考えていきたいと思います。

(インターネットは)なかなかこの場でお答えが難しいので、宿題とさせていただけたらと思います。申し訳ございません。

(戸田会長)

リスクに対する対応のところはどこかに？

(事務局)

この中にインターネットによるいじめと対策はたぶん表には出てこなくて、いじめ問題という中に包括されて書かせていただくことになるだろうと思います。ただそれに対してどうなのかについては、先ほど言った宿題にさせていただけたらと思います。

(戸田会長)

よろしく願いいたします。

(津森委員)

中川委員さんの意見について意見。就学前教育の観点のことですが、実際には小学校に上がる前にある程度学習している子とそうでない子の差は現実としてあるのだらうと思います。その実態というのは、保育園・幼稚園等、幼稚園教育の中でやっているのもあるだらうし、各家庭でされているものもある。ただその事がかなり大きなウェイトをしめて学力差につながっているかといえれば必ずしもそうではなくて、就学してから十分に義務教育の中でそこはカバーしていけるものだと認識しています。ただ家庭教育の重要性というのは、むしろ生活習慣であるとか、基本的な善悪の指導についてのところが非常に重要であらうと感じました。

(戸田会長)

ありがとうございました。それでは時間、進行の関係がありますので、柱の1番目これで終えたいと思います。

では2番目の柱について。“安心づくり”についての説明をお願いします。

(事務局)

資料説明 “安心づくり”

(戸田会長)

ありがとうございました。

“安心づくり”については10の項目がございました。ご質問ご意見を伺いたいと思います。

(植野委員)

2-2のところですか。“多様な保育サービスの充実”のところ、いろいろ言われている様に、社会現象になっておりますけれども、保育士のサービスというところで、施策の方向のところ“保育サービスの充実”があつてその前に作られたものの中には、もちろんここにありますように、延長保育や一時保育、特定保育とか、日曜日休日保育、病気回復期にある子どもの病後時保育の特別保育ということが出ていたが、今回においては、保育所の保育士さんの確保の面かいろいろ考えられたのか、休日保育、日曜日祝日等の休日保育が無くなっている。そういった点がどうしてそのようになったか聞きたい。

もうひとつは、私の地域(安芸津町)は保育所が3箇所ありまして、その保育所の中身が、例えば安芸津町であれば三津地区の保育所が拠点という形で扱われている。そこに子どもが集中する。だから保育の仕方が私は木谷ですが、木谷地域からみると様子が違う。例えば時間延長が休日の保育が無い為、わざわざ自分の地域に住んでいながらその保育所に行かせている。すると就学時になって1年生で入って来る子が、当然地域的には木谷地域であるからその小学校に入って来ないといけないのに、保育所で他の地域に行っているからそのまま親戚があるからか、そこから通わせている事があつた。中の保育については両者の方で整理していただけたらと思うがどうでしょうか。

(事務局)

2点ほどご意見の方いただきましたと思います。1点目につきましては、資料1の方でございます。資料1の方の1ページ、下から2番目、“2-2多様な保育サービスの充実”の所で同じ様なご意見

をいただいております。事務局の回答欄でございます。“これにつきましてはご指摘のとおりであると考えます。保育の延長や土曜日保育については運営をさせていただいていますが、引き続きニーズに対応したサービスを充実させていくこととしている”ということで、先ほども、延長保育とか、土曜日開庁こういったものに対しては実際されている所もありますが、例えば日曜日の保育とか、そういったものにはニーズがあるということですが、いろいろなさまざまな要因がございます。今の保育所の保育士の確保、子どもを含めましてなかなかこれが全てニーズに対応したサービスが実施出来ていないというところがありますので、今のところはこの程度に表現をさせていただいております。

(植野委員)

実際に実現出来ないということはあると思います。様々なサービスを提供していけば、保育をしていただきたいという人が沢山いる。今保育士の問題とかいろいろあるから大変難しいとは思いますが、子どもが増えてもらわないと困るので、何とか工夫をしていただけないかと思いがりました。

(戸田会長)

前期と後期で施策の方向性についての記述内容の差があります。一つ一つの施策の中には、ある程度施策が進められて進行定着してきたので、書く必要がない、というようなことがあるかと思えます。やはりこれは無理だとか、施策の方向転換もあると思います。各担当部局で慎重に検討されたのですね。

(事務局)

今会長が言われました通り、そういったご指摘は十分理解はさせていただいているところでございます。また、担当部局に付きましてそういったところにつきまして、うちの方からちゃんと伝えておりますので、そういった認識の元にはこういった対応をさせていただいているというところがございますし、これで出来ないからもう知らないという訳ではなく、ニーズには答えられる体制づくりを市としても取り組んでいきたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思っています。

(橋野委員)

今言われたところなのですが、施策の方向性のところにもう少し強く、民間の力も借りたい、ここには『民間の活力を活かして計画的な保育環境の整備に努めます』とはあるのですが、もう少しここを強いインパクトで入れると、やはり保育士が足りない、子どもの預け先がない。子どもの預け先がないと子どもだけでたむろするとどのようになるかと心配もあるので、ここをもう少し方向性のところに言葉を充実させられたら、市民としても、このように頑張ってくれる。と期待がもてると思う。このへんをお願いしたい。

(高橋(康)委員)

社会福祉協議会という立場からこの“安心づくり”を見させていただきまして、総花的ではありませんが、非常に細かくいろんな分野に気をつけていただいているという意味で大変有り難く思います。

高齢者であったり、障がい者であったり、医療・健康の問題であったり、加えて防災と地域福祉、という点について気を配っていただけるというのは有り難く思っております。

社会福祉協会という立場から、地域福祉を考える時にいくつかのキーワードがありまして、昨年、

今年にかけて新たな事業として、厚生労働省の方が言っている方向の中で、1つは“地域包括ケアシステム”地域包括ケアとは何かということになると、P23に書いているようなことであるのだけれども、介護・予防・医療が生活支援や住まいのことも含めて総合的にケア体制を作っていきます。ということなのですが、これがなかなか地域の中で定着が出来ない。担当課の方でも、地域福祉協議会の方でもどういう形で取り組んだらこれが定着するのであろうか。法的な力だけでは限界がある中で、地域を巻き込んだ、あるいはそれぞれの生活を巻き込んだ体制を作っていくといけないという中で、包括ケアシステムの構築ということなのだけれども、これがなかなか言葉だけで今上滑りしているという実感を現場としては持っていると思います。その点について何とかもう少し補強していただければいいと思っております。

もう1つの新しい事業含む、新しい方向性は、2-7にあります、“生活困窮者への自立支援”ということです。生活困窮者をどういうふうに考えるかということですが、“貧困の連鎖を防止する”。生活困窮者というのは、経済的な生活が困っている人、貧困になること、生活保護です。生活保護にならないための自立支援をするというのがこの事業の大きな目的というのは間違いではないが、それだけではないということ误解されないようにしないといけない。生活困窮者というのは、経済的に困っている人だけではなく、ニートあったり、自殺願望を持っている人であったり、いじめにあっている人であったり、独居老人であったり、さまざまな生活、日常生活、社会生活をするのに困窮している人全てを生活困窮者と呼んで、それぞれ全部含めてまちづくりの中でそういう姿勢を出していきたいと思っております。そういう意味で、ニーズの中の生活困窮者への自立支援という説明の中で“貧困の連鎖を防止することを目指します”という言葉だけでなく、もう少し補強しておいていただきたいと思えます。

もう1点は、“医療体制の充実”のところですが、市民のアンケートの中で一番多い所です。そういう意味では、市民の一番関心が高い所であるし、満足度が低い所でもあります。ここについてはしっかり書き込んでいただいているのは有り難いと思いますが、医療体制の充実の中で三次救急の体制も含めて、医師対応を含めた医療体制は医師の高齢化で現実にはまだまだいろんな課題があります。それについて、総合計画の中ではなく、個別な医療体制への支援というのを行政としても行っていただきたいし、地域ぐるみでコンビニ受診をやめるなどをきっちりPRしていく必要があるのかと思っております。

(戸田会長)

補強をすべきしていただきたいのご発言でした。

(高橋(昭)委員)

2-3の施策の方向“健康づくりの支援”の中で、『生活習慣病の早期発見・早期治療』これは非常に大事だと思います。第1回目の時の資料、“がん検診の受診率を上げていこう”という資料がありましたが、厚生労働省では受診率50%にもっていく取り組みを行っている。特に女性特有のがんの受診率が少ないということでもあります。未受診者への個別干渉と再干渉を各自治体で取り組んでやって来ている。

こうしたことをインターネット等で見ました。これも補強出来るのなら考えてもらいたい。

(戸田会長)

2-3についてご意見をいただきました。検討をよろしく願いいたします。

それでは先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。それでは3番目の柱について。“快適づくり”の説明をお願いします。

(事務局)

資料説明 快適づくり

(戸田会長)

ありがとうございました。ではご質問、ご意見を。

(橋野委員)

3-8 “水や大気等の環境汚染の防止”の施策の方向のところが少し硬い言葉ばかりが書いてある。水を守るということは、里山保全、山の整備、川もだいぶん意識が高まってきていて黒瀬川の清掃活動で、魚も住む様になってきて、環境活動も少しずつではあるが、活動は活発になっています。そういった意味で、こういった項目もやさしく入れていただければ。市民になじみやすい言葉を入れていただいて、一番原点を入れていただいたら環境の基本計画の中にも親しみがもてるのではないかと思います。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございました。全体を通して言える事なのですが、まだ全体の調整等、ボリュームも含めてまだ調整が必要だと思っておりますし、また総合計画ですから、その基本計画ということで、市民にわかりやすい、皆さんにわかりやすいような表現に今後調整をして参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(戸田会長)

他にございませんか。

(高橋(康)委員)

1点だけ質問なのですが、過疎対策、特に空き家対策について、どこかに含まれているのか。

(事務局)

このあと、4-13であります。

(植野委員)

“緑あふれる都市環境の整備”のところの公園ですが、“快適な公園、緑地空間の整備”町の方にも今までにあった公共施設が無くなって、そこへ公園を作ることが出来たのですが、それを有効利用しようと思ったら、市の方の管轄になる。都市整備課に聞いてみると、公園里親制度というものがある。そうすれば地域の方が管理はするが自由に年間利用できる。と聞いた。そうしたことがわかれば、より一層市民が参加する仕組みが作れます。そういう具体的な公園里親制度があるということを明記していただけたらと思います。いい事例が写真を活用するなどをして、紹介をしていければ皆さんにわ

かりやすいかと思えます。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。これが、総合計画の基本計画にあたりますので、そういう事務事業レベル、都市整備課公園係の事務事業でございます。これにつきましては今、それぞれの地域で公園を責任をもって管理する。そういったレベル的にもどうなのかというのもございますが、検討はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(上向委員)

3-10の話ですが、以前ドイツ人と話しをした事があり、公共施設は建てる時に自主電源をしっかりと確保しないと建てられないという話をしてくれました。例えば、公共施設、工業団地、工場もそうであるが、自主電源をある程度しぼりとして環境問題に取り込ませる、そういったことをお願いする様なものは出来ないのでしょうか。

(副市長)

今のは、再生可能エネルギーを考えないといけないという指摘でしょうか。現在、いろいろな施設を造るのに、市庁舎やくららなどでは出来るだけ太陽発電とか、下水道の処理事業所の方も小水力発電などもつけてまして、公共施設についてはできるだけ環境に配慮した取り組みを行っています。

(戸田会長)

その他にどこか取り込める場所はないか。検討をお願いします。

他ございませんか。なければ次にさせてもらいます。4つめの柱です。“活力づくり”です。説明をお願いします。

(事務局)

資料説明 活力づくり

(戸田会長)

13項目ありました。ご質問ご意見ををお願いします。

(橋野委員)

4-12の“地域資源を活かした交流・集客の推進”で、この東広島は酒蔵通り、赤瓦ということで、非常に有名です。酒まつりも中・四国ではかなり有名な日になり、中・四国それ以外の方面から多くの方が来られる様になっています。人口を超えるくらいのお客さんが来られると聞いています。

せっかくこれだけの酒蔵通りの煙突とか、赤瓦があつて、なかなかこんな景観は壊したら二度と出来ない環境だと思います。しかし高いビルが建つて、段々それが見えなくなってしまう現状があります。条例がないので仕方がないと聞きましたが、その辺をどうにかならないか。魅力的な観光地づくりとして上げるからにはもう少し、本腰入れてかからないといけないのではないのでしょうか。

(副市長)

酒蔵地区の景観は全国にもここだけ。外国人にとっても非常に魅力的です。これはインバウンド、交流人口を増やしていくのに対しても一番の地域資源であると市としても考えております。

そのため、今回補正予算等で少しでも景観を守るために予算を取ることとしました。一番いいのは、景観条例をどうゆうふうにしていくのが大きな課題となっています。なかなかこれまで地元のご理解がいただけていない。どうしても経済的な問題があります。そこをここの大切さというのをやはり我々がもっとPRして、皆で地域で守っていかないといけないという意識はもっていただく様な方向で少し頑張っていきたいというふうに思っております。

それは景観だけではなく、地下水の問題、地下水は例えば、汚染されればここでは酒作りが出来なくなるというようなこともあります。こういったのも含めて酒蔵地区について総合的な対策を、登録有形文化財等にもなったこともあります。動きもありますので、それに対応して市としても取り組んでいきたい。

(戸田会長)

4-12の書き込みでは少し弱いとのこと。検討をよろしくお願いします。

(中川委員)

4-7 “働きやすい労働・雇用環境の充実” 施策の方向の所。“多様な雇用・就業機会の創出” 『学生の地元定着を促進したい』とのことなのですが、広島大学の場合は市の方から情報を得た時に、インターネット上の掲示板の方に出されるようになっていきます。しかし、学生があまり掲示板を見てなくて、就職活動はもうほとんどの方が始めているのですが、就職先を見つけようとした時に、ゼミの先輩に話を聞いたり、親や親戚に話を聞いたりすると、そうするとその時点で東広島市と関係がある企業の話があまり出てなくなっています。もう少し東広島市の企業について知りたいと思った時に、どこで情報を手に入れればいいのか。と思った。そういう時は東広島市の企業それぞれに自分から探しに行こうというやり方がありますが、東広島市の方でこういう企業があります、というような情報提供は出されていないのでしょうか。

(事務局)

本市といたしましては4大学あるという中で、学生の地元就職率のアップというのを、こちらの計画の方でも掲げております。現在2.6%という数字を何とか5%~6%に引き上げていきたいという思いは持っております。そうした中で、本市の中の組織で言えば産業部の産業振興課の方が就業支援の窓口になっています。こちらでは、就職ガイダンスを運動公園の体育館で毎年実施をしています。市内の業者、会社等を含めてそちらの方に来ていただいて、面接等を含めてガイダンスを実施しているというのが実際ございます。またネットでのそういった紹介もやっていると聞いています。

窓口の方にもそういったご意見があったことはお伝えさせていただきますし、そういったことがあることを広大の方の学生さんの方にも、もしよければお伝えいただければと思っております。

(戸田会長)

大学のキャリアセンターへのアプローチはどうか。

(事務局)

もちろんそちらの方のキャリアセンターの方とも連携は取っていると聞いております。そちらの方に情報提供をさせていただいています。

(賀佐見委員)

4-9 “大学や学生との交流・連携によるまちづくりの推進” ボランティアの活動は前より増えています。それでもボランティアから何を得るかといえば、人とのかかわりとかですが、それだけではなくて東広島市の酒まつりであれば、こういう建物はいついつからこういう歴史があるとかをちゃんと学生達が理解出来る様な行いというのを出来れば、もっと学生と地域というのがより良く結び付いていくのではないかと。

(事務局)

77 ページの4-9の所。数値目標のところ“大学連携事業” 113 ということで今の大学と行政、先生と行政、または学生さんと行政、そういった取り組みについてはこれだけの今実績がございます。またそういった中で、学生さんが地域に出て行ってそこでいろんなボランティア活動、またはイベント等で企画をしたり、またはそこで実際に動いていただくという中で、いろんな体験をしていただいています。そうする中で、学生さんが地域活動に触れることによって人間形成に役立っています。社会勉強にもなる。加えて、例えば中山間の土地であれば、学生さんが来ていただく事によって元気が出る。活気が出て来る。というような事を地域の方からお伺いしている。

そういったところで、もう一度今の大学がこれだけ4つあるという中で、国際学術研究都市というのもいただいておりますので、そういったことも含めて相乗効果が発揮出来ればいいのではと思っております。そういったところでも本市としてもまだまだ進めていきたい。

(片山委員)

しっかり聞かせていただいたのですが、自分の意見としては別にありません。立派に出来ていると思います。しかし皆さんのご意見がいろいろある様でございます。それを踏まえて、また一層反映していただきたいと思います。

聞いていましたら要望もあると思います。意見ではなく、要望もあると思いますが、意見をしっかりと踏まえて元がしっかり出来ているのですから、以上のものをお願いします。

(戸田会長)

ありがとうございました。時間の関係もございますので、最後の柱を“自立のまちづくり”の説明をお願いします。

(事務局)

資料説明 自立のまちづくり

(戸田会長)

“自立のまちづくり”について、項目としては4つございました。ご質問、ご意見をお願いします。

(吉長副会長)

まちづくり大綱を全体に関係したものだとは認識しています。そういう意味でまちづくり大綱、あるいは施策目標を大体俯瞰していくと、このように分類していくというのは大変な作業だったと思いますし、実際にこの行政的に行っていくとなると、おそらくいろんなところが関連していくと思います。そうすると、例えばこの中で、タイトル“工夫に満ちてる東広島市”というタイトルの“工夫”をお借りしますと、例えば、まちづくり目標そのものを連携させることも工夫につながる。つまり、まちづくり目標連携型のまちづくりと言いますか、そういうものが実際に、そういう考え方が必要になってきて、目標をいくつか組み合わせる事で相乗効果を得る様なやり方が工夫の源泉である可能性である。実際に施策をする時にも、施策連携型の手法になる。

例えば、私の分野でいけば健康とその外部講演の緑化づくりについて、講演を利用して健康増進をする。ということが出て来るでしょうし、防犯と市民共同ということが出て来るでしょうし、子育てと多文化が出て来るかもしれない。あるいは2者間の連携以外に、雇用と障害者、サービス産業というような話で3つくらいは連携しなければいけない。そうして初めて新しい価値がこの街に出て来てこの東広島の工夫に満ちてる行政のやり方なのだ。こういう認識を、どこも分けて書いて行くのですが、うちはそれ以上に連携型でやっているのです、行政の部署の垣根を超え、今はそういう時代で実際やっていらっしゃるかもしれない。そこをもう少し打ち出して工夫がある。という考え方をやってもいいかと気がしています。

ちょっと弱い点は、実は JICA のセンター長のご意見。いつも私自身が思っている事。私共の大学は広島国際大学と名がついていますけれど、国際的にはまだまだ成果が上がっていない大学です。私の大学が出来る1年前に、JICA 中国センターが県の方に出来たのですが、それからの共生的に広島大学さんには留学生いらっしゃいますけれども、実際国際化というのが具体的な生活の上でどれくらいイメージとして東広島を見た時に表出されているのか。まだ弱いのではないか。日本人のうちの大学生、広島大学の学生、あるいは他の4大学の現役大学生がどれくらい外に出て行き国際が振興したか。これに対して東広島がどういう施策をもっているのだ。という話が少し弱いかな。大きな将来思想というタイトルに対して次の世代に対して国際化ということが確実にというのは、広島大学さんのグローバル化というのがありますので、そこが推進していく大きな担い手となるかもしれませんが、東広島市としてどうなのか。まだ見えてこない。他の都市とは違った行政手法として、連携型のそういう手法というのもの、全体的にどこか掲げるのもどうでしょうかという提案です。

(戸田会長)

吉永先生ありがとうございました。整理という訳ではございませんが、私からも意見を述べさせていただきます。

今の大綱はライン組織の階層化、組織の階層化の関係の元で、構成されています。将来の都市像の国際学術研究都市、いかに国際、いかに学術研究、という形を打ち出すとすれば、それらしいまちづくりを行うということで、独自の目標があってしかるべき出る。ラインごとの目標ではなく、それを総括したもの、それが「プロジェクト」ということになります。短期集中的に全体の期間の中でどうなのか。基本計画の中で重点的な計画を作るとすれば、その中でプロジェクトに対し、各部局が人や財源も出す。そして将来都市像を具現化するための事業をプロジェクトとして行う。だから日常的なラインのことは記載されているが、今日のご意見の中では、景観の話や子育ての話もございました。すべて複合的な内容である。こうした内容は基本計画では現しにくい。これらを別枠の重点的な柱として示していくことも重要ではないでしょうか。また今日のご意見の中でそれに近いご意見が多かつ

たのではないかと思います。

これから1つは基本計画、担当部署の調整になります。文章についてわかりやすいかどうかということ、今は長い文章が多い。しかも抽象的。行政の用語、行政の文章。文章としてはいいのですが、読みやすい、親しみやすいものにしていく必要があるかと。当然写真も活用されるかと思いますが、文章そのものも分かりやすくしてもらいたい。

もう1つ。今日は意見を出していただくのは控えましたが、今回後期においては施策の数値目標を設定することとなっています。数値目標を設定する場合、今の現段階の施策の目標に整合するのか。施策の方向性に整合するのか、また主要な事業に整合するのか。それはレベルが異なります。どのレベルで目標を設定していくのか。現在は施策ごとにそれが違います。これを整合するのは大変な作業だとは思いますが。

時間があまり残っていません。最後全体を通じて委員の方から、ご意見をお願いします。

もしなければ、今後のスケジュールの説明をお願いします。

(事務局)

資料4 スケジュール説明

第3回の審議会につきまして、なかなか事務局といたしまして、大変皆様お忙しいところということで日程調整が難しいといったところで、本日は事前に各委員様の日程表をご記入いただいて本日持って来ていただいております。今のところ現状日程調整をした中で、全員ご出席していただける日が無いといったところでございます。事務局といたしましては、31日の午後あるいは夜が今のところ13名倉田委員さんが来られるのを前提で13名が来られるといったところでございますので、もしよろしければ10月31日午後あるいは夜にかけて倉田委員さんの日程を踏まえて、13名ということで、2名の方が来られないという状況でございますけれども、そのへんの調整をさせていただいた上31日昼以降で日程調整をさせていただくというところをいかせていただけたらと思っております。

説明の方は以上でございます。大変恐縮でございますが、会長さんの方で皆様のご意見をまとめていただけたらうれしいと思っております。

(戸田会長)

出来るだけ多くの方々に参加していただきたいということで、日にちとしては集計された結果で10月31日の午後もしくは夜開催したいと思います。いかがでしょうか。ご都合がつかない。この中におられるかも知れません。よろしいでしょうか。午後もしくは夜というのは早く決めてお伝えする様に。今日欠席されている方も日程を押さえていただく様によりしくお願いいたします。

それでは基本計画についての作業は途中段階ということですが、今日いただいたご意見を十分に踏まえて作業を続けられます様、お願いします。

本日、用紙をご用意いただいております。本日は時間が限られていました。十分審議意見交換出来なかったものもあろうかと思います。その点事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

最初の時、資料の配布の時にもあったかと思いますが、“第四次東広島市総合計画後期基本計画(原案)に対するご意見について”といった様式を付けさせていただいております。そちらの様式にあり

ます通り、本日また大変沢山の事をご審議いただくということで、事前にこの度は用意の方をさせていただいております。時間が短くて恐縮ではございますが下に書いてあります通り、10月12日水曜日までもしご意見があれば記載の上、事務局の方へ返信の封筒に入れていただきましてご提出をしていただけたらと思います。そういったことを踏まえて第3回の方へしっかりと反映させて参りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

(戸田会長)

では、ご意見のほどよろしくお願いたします。

次回のスケジュールの打ち合わせも踏まえましましたので、以上で議事は全て終了いたしました。

委員の皆様方には円滑な運営進行にご協力いただきましてありがとうございます。

では進行を事務局にお返しします。

(事務局)

どうもありがとうございました。戸田会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、長時間に渡りましてご審議をいただきまして誠にありがとうございました。本日委員の皆様からいただきました貴重なご意見等を？の上スケジュールに従いまして、事務的な手続きを決めて参りたいと考えております。

それではこれもちまして第2回東広島市総合計画審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以 上